

北九州市長 北 橋 健 治 様

北九州市監査委員	井 上 勲
同	廣 瀬 隆 明
同	香 月 耕 治
同	河 田 圭 一 郎

職員の賠償責任に関する監査結果について（報告）

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、令和2年1月15日付け北九門総第852号により北九州市長から請求のあった職員の賠償責任に関する監査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査請求の要旨

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、選挙事務に従事する従事者の選挙事務手当（以下「手当」という。）のうち、門司区第26投票所に従事する市職員7名分の241,600円が亡失していることが判明した。

その結果、手当が未払となった7名に改めて手当を支給するため、同年8月23日に241,600円を再度公金から支出した。

なお、亡失した手当の発見には至っていない。

北九州市門司区役所総務企画課〇〇係長〇〇（以下「係長」という。）は、亡失した手当の支払に係る現金を、資金前渡により受領した資金前渡者である。

今回の手当亡失について、市長は、①当該手当は金庫に保管していたものの、複数の職員が手当を取り出し得る状態となっていたこと、②投票管理者への手当受渡しの際に、対象者全員分の手当があることの確認を怠ったこと、③投票管理者から各選挙事務従事者への手当支払完了までの間の

取扱いに関する注意喚起が不十分であったことの以上3点について、資金前渡者である係長の過失があると認め、この過失によって手当を亡失し、市に損害を与えたとして、監査委員に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づきその事実があるかどうかの監査並びに対象職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めたものである。

第2 監査請求の受理

市長は、地方自治法第243条の2第1項における「資金前渡を受けた職員」である係長が、過失によってその保管に係る現金を亡失したことにより、市に損害を与えたと認め、監査委員に対し、資金前渡者である係長の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めている。

この請求は、地方自治法第243条の2第3項に定める要件を満たしていることから、令和2年1月23日に当該請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において、市長が認定した事実の有無を監査対象事項とし、係長の損害賠償責任の有無及び賠償額の決定を行うこととした。

2 監査の期間

令和2年1月23日から同年3月26日まで

3 監査の方法

市長から提出された監査請求書及び関係資料を基に、書面審査及び関係職員からの聞き取り調査を実施した。

第4 事実確認

監査を実施した結果、確認された事実は次のとおりである。

1 特例支出（資金前渡）に関する規定

（1）北九州市会計規則

（資金前渡）

第52条 次に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせ

るため、必要な限度を超えない範囲において、その資金を前渡することができる。この場合において、支出命令権者は、資金の前渡を受ける者(以下「資金前渡者」という。)を指定しなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 給与その他の給付(職員以外の者に支払う旅費を含む。)及び賃金

(5) ～ (24) 略

2 略

3 資金前渡者は、局区長の承認を得て、前渡金の支払事務をその所属職員に補助させることができる。

4～5 略

(前渡資金の取扱上の注意)

第54条 資金前渡者は、即日支払うことができない資金は確実な金融機関に預け入れるなど、善良な管理者としての注意を怠ってはならない。

(2) 本市における選挙事務手当の支払手続

本市では、各種選挙の執行における手当は、選挙事務に従事した当日に現金で支給しており、市会計規則第52条の規定に基づき、資金前渡者は、その前日に手当を現金で受領し、当日に各投票所の管理者を通して各従事者へ支給している。門司区では、従来から当該係長の職にある者が資金前渡者となっている。

2 経緯

(1) 手当の払出し

門司区役所総務企画課(以下「担当課」という。)職員は、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙に係る手当として、同月19日午前9時に門司区役所1階の市金庫から、現金(9,555,400円)の払出しを受け、その場で総額と金種の内訳を確認した後、現金が入ったジュラルミンケースを台車に乗せて仕分を行う2階の議員応接室(以下「作業室」という。)に搬入した。

(2) 手当の仕分と封筒詰め

担当課の職員4名は、作業室に搬入された現金を、金種ごとの枚数と金種票とを突き合わせて総額を確認した後、金種票及び領収書並びに各投票所の選挙事務従事者（以下「従事者」という。）の手当を入れる封筒が入った投票所ごとのカゴに、金種票と突き合わせながら現金を入れた。

全ての現金が各投票所のカゴに収められたことを確認した後、各従事者の封筒に手当を詰める作業を投票所ごとに手分けして行った。

午前11時45分に午前中の作業を終え、職員は作業室を施錠した。

午後1時から、従事者ごとの封筒を糊付け封をし、投票所ごとに該当の人数分（市職員従事者、民間事務従事者及び投票立会人）がそろっていることを確認し、全員分の封筒を輪ゴムで一つにまとめ、領収書と併せて、投票所ごとに用意したパッカー封筒（綴じひも付きのまち付き封筒がビニール製の外袋に入ったもの）に封入した。

その後、他の作業に着手するため、手当が入ったパッカー封筒を大きめの紙袋に入れ、折り畳みコンテナへ収納し、全ての作業が終了するまで、その状態のまま作業室で保管された。

(3) 手当の保管

同日午後6時頃、手当を金庫内へ格納するため、担当課職員3名は作業室のコンテナを台車で金庫のある選挙管理委員会室（以下「保管室」という。）へ移動させた。金庫には投票用紙も格納するため、手当は金庫内の左側に手当が入った紙袋の状態に格納し、施錠した後、金庫の鍵は保管室にある所定の場所に吊るしたまま退室した。

なお、保管室は期日前投票に従事する職員の休憩場所となっていたため、部屋の施錠は行っていない。

同日午後8時50分頃、担当課職員2名が投票用紙を取り出すために金庫を開け、用紙を取り出すとすぐに金庫を施錠し、金庫の鍵は本来の保管場所である担当課執務室内のキーボックスに返却した。

(4) 投票管理者への手当の受渡し

同月20日午前8時30分、担当課職員3名は金庫から手当の入った紙袋を取り出し、これを手に提げて階段で1階の手当受渡し窓口へ運び入れて、別の職員3名に引き継いだ。

引継ぎを受けた職員は、順次来庁する各投票所の投票管理者へ投票用

紙や各種選挙物品が入った紙袋とともに、手当が入ったパッカー封筒の受渡しを行い、門司区第26投票所投票管理者（以下「管理者」という。）は同日午前9時頃にこれを受領した。

(5) 投票所への移動から手当亡失の発覚まで

門司区役所で手当、投票用紙及び物品（以下「手当等」という。）を受領した管理者は、自家用車で門司区第26投票所である西門司小学校へ移動する途中、買物のためスーパーマーケットに立ち寄った。買物の所要時間は5分程度であったが、区役所で受領した手当等は車の中に置いたままであった。

同日午前9時46分に西門司小学校の体育館に到着した管理者は、投票所の他の従事者数名とともに、作業台として使用する卓球台を体育館の倉庫から運び出すため、手当等が入った紙袋を体育館入口近くにあった跳び箱に立て掛け、その数分後に、当該卓球台の上に手当等が入った紙袋を置き、投票所の設営作業に着手した。

同日10時頃に到着した庶務担当の従事者は、区役所から受領した手当等に過不足がないかどうか確かめるため、紙袋から手当等を取り出し、受領物品リストと突き合わせていたところ、市職員従事者7名分の手当がないことに気づいた。

ところが同従事者は、市職員の手当は今回の選挙から事後の支払になったものと思い込み、そのまま確認作業を続けたため、管理者が、手当がないことについて報告を受けたのは、約1時間後の午前11時頃であった。

(6) 手当の亡失から警察への被害届提出まで

報告を受けた管理者は、すぐに担当課に手当がないことを電話で報告した。報告を受けた担当課は、作業室や保管室及び金庫等に手当が残っていないかどうか、何度も念入りに確認したが見つからなかった。

このため、担当課は管理者を門司区役所に呼んで事情を聴取した後、担当課同席の下、管理者から、この日同投票所で従事した従事者全員に対し、電話で事情を聴取させた。

同日午後10時頃、担当課が第26投票所内をくまなく探したが手当は見つからなかった。また、同月21日午前6時30分頃、門司区内の全投票所の管理者に連絡し、亡失した手当の混入がないか問合せを行ったが、手当の発見には至らず、門司警察署に被害届を提出した。

(7) 未払となっている手当に係る公金の再支出

担当課は、手当が未払となっている第26投票所従事の市職員7名に対する手当を支出するため、同年8月23日に一般支払（口座振替）により、手当（241,600円）を支出した。

第5 判断

1 賠償責任の有無について

(1) 係長は、地方自治法第243条の2第1項に規定する職員であるか。

係長は手当の支出に当たり資金前渡者に指定されており、地方自治法第243条の2第1項に規定する「資金前渡を受けた職員」に当たると判断する。

(2) 事実確認により認定した事実によって、市に損害が発生したか。

現金の亡失により未払となっていた選挙事務従事者7名に対して、8月23日に一般支払（口座振替）により手当（241,600円）の支払を行っており、市に損害が発生したと判断する。

(3) 現金の亡失における係長の過失が認められるか。

ア 「過失」について

「過失」とは、物又は事務を管理する際に、その職業又は地位にある人が普通に求められる程度の注意義務を怠ることである。

市会計規則第54条は、資金前渡者は「善良な管理者としての注意を怠ってはならない」と規定している。また、市会計室が作成した会計事務研修テキストでは、現金の管理に関するチェックポイントとして、「資金前渡金の受領等、現金の移動を行う場合、必ず所属長の承認を得た上で行っているか」、「現金を扱う所属において、事務の流れ及び担当者の業務内容を把握し、チェック体制の整備を行っているか」等を明記している。

本件において、係長は手当の払出しから支払までの業務には実際には携わっていなかったものの、資金前渡者として、現金の払出しから対象者への支払完了までにおける一切の責任を負う立場にあったこと

から、以下の点において、手当の亡失を回避するための適切な措置がなされていたかという観点から判断する。

イ 補助職員に対する事前の注意喚起

本件において、係長は、手当の支払に係る一連の業務を補助する職員に任せきりにしていたほか、公金の取扱いについて、事前に何ら注意喚起を行っていなかった。

ウ 手当の保管状況

作業室から運び出された手当は、パッカー封筒、さらには紙袋に入れられた状態で保管室の金庫へ移動し、金庫内に格納されている。

しかし、金庫の鍵は、7月19日午後6時頃から午後9時頃までの約3時間にわたって、金庫のある保管室内に置かれたままの状態であり、その間も保管室は施錠されていなかった。

また、金庫には投票用紙も同時に保管されていたことから、関係する職員が投票用紙とともに手当を持ち出すことが可能な状態を生じさせていた。

エ 投票管理者への手当受渡し時における確認

7月20日、門司区役所において投票用紙及び物品並びに従事手当を受け渡す際には、紙袋の中にパッカー封筒が入っていることは確認したが、全員分の手当が入っているかを確認すべきであったにも関わらず、渡す側と受け取る側ともにこれを行っていなかった。

オ 投票管理者から従事者への支払完了までの間の手当の取扱い

管理者は、門司区役所から投票所へ直行すべきところ、途中買物に立ち寄っており、その間は手当を車内に置いたままにしていた。また、投票所到着後も体育館入口付近に安易に放置しており、外部からの侵入による盗難の可能性も否定できない状態を生じさせていた。

さらに、物品等の確認を行った投票所の庶務担当の従事者は、手当が不足していることに気づきながら、これが事後の支払になったものと思い込み、速やかに管理者へ報告することを怠った。

カ まとめ

ア～オに基づき、手当の亡失について総合的に考慮すると、本請求

において、係長は、一般的に資金前渡者として求められる「善良な管理者としての注意義務」を十分に果たしていたとは言えないため、「過失」があったと判断する。

2 結論

以上、係長は、地方自治法第243条の2第1項に定められた職員の賠償責任のいずれの要件にも該当するため、その損害を賠償する責任があると判断する。

第6 損害賠償額の決定

手当の亡失により、当該手当が未払となっていた市職員に対し、令和元年8月23日に再度公金から支出した手当の額は、241,600円である。

したがって、損害賠償額は、再支出した手当241,600円と、これに対する同日から賠償額を納付する日まで民法所定の年5分の割合により算定する遅延損害額とを合算した額とする。

第7 監査委員の意見

今回、市長が職員の賠償責任に関する監査を請求するに至ったことを重く受け止め、今後このような事態を発生させないため、次のとおり監査委員の意見を付する。

まず、本件において、手当の払出しから対象者が手当を受け取るまでの間に行われる一連の業務について、誰が何をどのように行うべきか、また現金を取り扱う際に求められる具体的な注意事項は何かなどを記載した業務マニュアルが作成されておらず、業務が職員の経験に基づき行われることが常態化していたと考えられる。

さらに、現金の取扱いはリスク管理において最も重視されるべきものの一つであるが、本件における現金の取扱状況は、公金を扱うことに対する注意が足りない部分があったと言わざるを得ない。

本件は、手当を口座振替により支払っていれば発生しなかったと考えられる。安全性、確実性及び事務の効率化の観点から、手当の支払については可能な限り口座振替による方法を検討すべきであるとする。

公金の亡失により市に損害を発生させたことは、本件に関与したか否かを問わず、全ての市職員がこれを重く受け止めるべきものである。

これを他人事とせず、自らが担当する業務について今一度振り返り、再

発の防止に努められたい。